

各担当者の配置条件について

1. 各担当者の配置条件

各業務の遂行に必要となる金融・財務・税務・法務・技術等の専門知識を有する担当者等を適切に配置すること。

なお、本条件は最低限の配置条件であり、必要に応じて適切な担当者等の配置を追加提案すること。

(1) 配置すべき担当者等の種類

総括責任者、業務主任者【総括】及び(2)に示す専門分野ごとの業務主任者を各1名配置すること。また、(2)に示す専門分野ごとに、担当者を1名以上配置すること。

①総括責任者

本業務全体を総括する責任者である。

②業務主任者【総括】

I R制度設計の内容やI R特有の課題・考慮事項等を踏まえ、各専門分野の業務を統括的に管理・調整するとともに、本業務全体の企画推進、進行管理及び品質管理を行う者であり、発注者との定例的な打合せに毎回出席する者をいう。

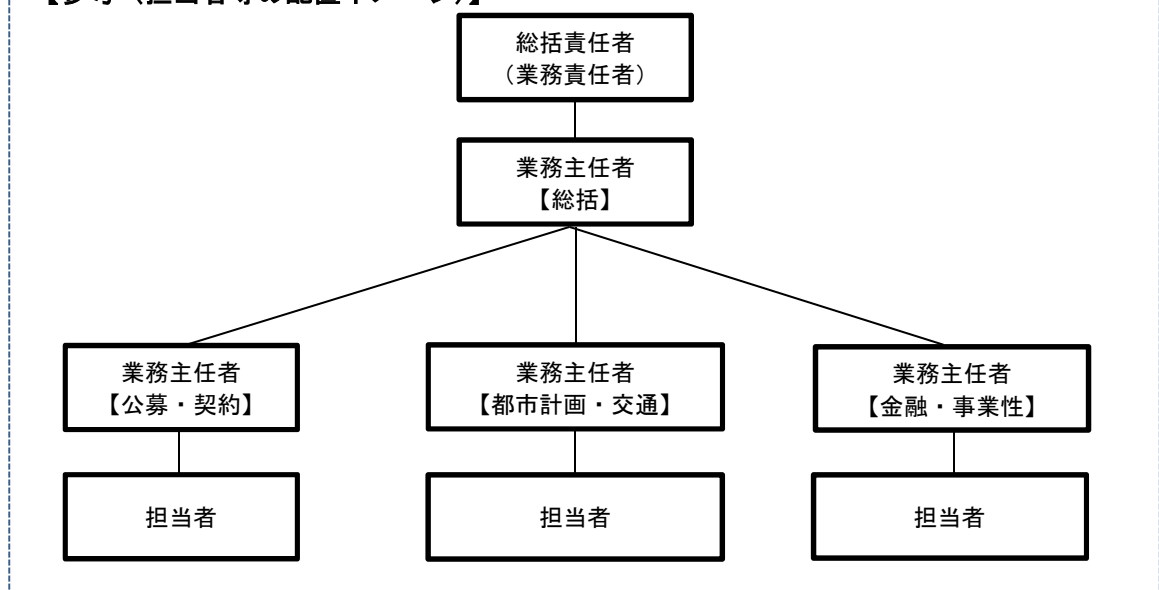
③業務主任者【各専門分野】

総括責任者及び業務主任者【総括】の下で、担当専門分野の業務について企画推進し、担当専門分野について発注者との定例的な打合せに毎回出席する者をいう。

④担当者

業務主任者【各専門分野】の下で、調査・検討・資料作成作業等について業務主任者を支援又は補助する者をいう。

【参考（担当者等の配置イメージ）】



(2) 個別に業務主任者を配置する専門分野

専門分野	主に担当する業務内容（別紙②「業務項目」参照）
公募・契約	5 応募条件・事業枠組等の検討・整理 6 契約条件の検討 7 公募プロセス等の検討 11 実施方針の作成・公表支援 12 RFP 実施支援 13 契約交渉等支援
都市計画・交通	4 (4) 競争力のある I R 事業提案の妨げとなる規制の把握及び規制緩和の可能性検討 4 (5) I R 事業提案の前提となる I R 事業への供給処理インフラの整備方針の検討 4 (7) 現在の交通量及び課題の把握 4 (8) I R 開業による将来交通量及び課題の把握 4 (9) 交通インフラの対応方針の検討 4 (10) I R 立地による効果に関する検討
金融・事業性	2 和歌山 I R の事業環境・潜在市場規模の調査・分析 9 事業性の検討・分析

(3) その他

- ア 本業務に必要となる公認会計士及び弁護士の有資格専門家を、担当者等として各 1 名以上配置できること。
- イ 必要に応じて税理士及び不動産鑑定士からの助言を受けられるよう、有資格専門家からの協力体制を構築すること。
- ウ 必要に応じて各種専門家（特に観光分野の専門家及び M I C E 施設等の中核施設の運営実績のある専門家、等）からの助言を受けられるよう、協力体制を構築すること。

2. 担当者等の資格・実績要件

(1) 総括責任者

以下いずれかの実績を有すること。

- ①平成 26 年度以降、国、地方公共団体又は経済団体並びにこれと同等と認められる団体等が発注したI R（統合型リゾート）事業に関する調査・検討等業務について、総括責任者又は業務主任者としての立場で履行した実績を有すること。
- ②平成 26 年度以降、P F I 法第 5 条の規定に基づき実施方針が公表された事業のアドバイザー業務若しくは、これと同種又は類似業務について、業務全体の企画推進者として業務内容の最重要部分を担い、総括責任者又は業務主任者としての立場で履行した実績を有すること。

(2) 業務主任者【総括】

以下いずれかの実績を有すること。

- ①平成 26 年度以降、国、地方公共団体又は経済団体並びにこれと同等と認められる団体等が発注したI R（統合型リゾート）事業に関する調査・検討等業務について、総括責任者又は業務主任者としての立場で履行した実績を有すること。
- ②平成 26 年度以降、P F I 法第 5 条の規定に基づき実施方針が公表された事業のアド

バイザリー業務若しくは、これと同種又は類似業務について、業務全体の企画推進者として業務内容の最重要部分を担い、総括責任者又は業務主任者としての立場で履行した実績を有すること。

(3) 【公募・契約】

①業務主任者は以下いずれかの実績を有すること。

- ・平成26年度以降、国、地方公共団体又は経済団体並びにこれと同等と認められる団体等が発注したI R（統合型リゾート）事業に関する調査・検討等業務の履行実績。
- ・平成26年度以降、P F I 法第 5 条の規定に基づき実施方針が公表された事業のアドバイザリー業務若しくは、これと同種又は類似業務の履行実績。

②業務主任者又は担当者いずれかに、クロスボーダー取引に関して英文での契約書作成の実務経験を有する者を1名以上配置すること。

(4) 【都市計画・交通】

業務主任者は以下のいずれかの資格を有するとともに、平成26年度以降、国又は地方公共団体等が発注した都市計画マスタープラン、まちづくり計画又は土地利用方針等の策定・改定業務若しくは、これと同種又は類似業務の履行実績を有すること。また、平成26年度以降、国または地方公共団体などが発注した総合交通体系にかかる検討業務と同種または類似業務の実績を有している場合は評価する。

- ① 技術士（総合技術監理部門：建設一都市及び地方計画）
- ② 技術士（建設部門：都市及び地方計画）

(5) 【金融・事業性】

業務主任者又は担当者のいずれかに、平成26年度以降で、国際的な投資案件に関して事業戦略又はファイナンス分野に関するコンサルティング業務の履行実績がある者を1名以上配置すること。

(6) その他

総括責任者又は業務主任者のいずれかに、平成26年度以降、国、地方公共団体又は経済団体並びにこれと同等と認められる団体等が発注したI R（統合型リゾート）事業に関する調査・検討等業務について履行実績を有する者を1名以上配置すること。

3. 配置担当者の雇用関係

(1) 総括責任者、業務主任者【総括】は、応募書類の提出日において応募者と直接的な雇用関係（※1）にあること。

(2) 上記(1)以外の担当者等については、協力会社等（※2）の者とすることができる。

※1 直接的な雇用関係とは、対象者とその所属する企業との間に第三者の介在する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいう。

※2 協力会社等とは、仕様書8（2）による業務の一部を委任又は請け負う者をいう。